

承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第35号）が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要があるため。

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長

令和6年かすみがうら市条例第18号

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年かすみがうら市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条及び附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。